

12月21日（金）

# 平成 19 年 12 月 21 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

3 番	川 添 博	(無所属の会)
5 番	武 井 俊 輔	(愛みやぎき)
6 番	西 村 賢	( 同 )
7 番	河 野 安 幸	(自由民主党)
8 番	山 下 博 三	( 同 )
9 番	黒 木 正 一	( 同 )
10 番	松 村 悟 郎	( 同 )
12 番	坂 口 博 美	( 同 )
13 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太 田 清 海	( 同 )
16 番	外 山 良 治	( 同 )
17 番	図 師 博 規	(愛みやぎき)
18 番	松 田 勝 則	( 同 )
19 番	中 野 廣 明	(自由民主党)
20 番	横 田 照 夫	( 同 )
21 番	十 屋 幸 平	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	外 山 衛	( 同 )
24 番	宮 原 義 久	( 同 )
26 番	田 口 雄 二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新 見 昌 安	( 同 )
29 番	満 行 潤 一 夫	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党)
31 番	蓬 原 正 三	( 同 )
32 番	濱 砂 守	( 同 )
33 番	水 間 篤 典	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	萩 原 耕 三	( 同 )
36 番	黒 木 覚 市	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
39 番	井 上 紀 代 子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権 藤 梅 義	( 同 )
41 番	長 友 安 弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
46 番	井 本 英 雄	( 同 )
47 番	星 原 透	( 同 )
48 番	野 辺 修 光	( 同 )

49 番	米 良 政 美	(自由民主党)
50 番	坂 元 裕 一	( 同 )
51 番	外 山 三 博	( 同 )
52 番	福 田 作 弥	( 同 )
53 番	中 村 幸 一	( 同 )

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東 国 原 英 夫
副 知 事	河 野 俊 嗣
総合政策本部長	村 社 秀 継
総務部長	渡 辺 義 人
地域生活部長	丸 山 文 民
福祉保健部長	宮 本 尊 一
環境森林部長	高 柳 憲 一
商工観光労働部長	高 山 幹 男
農政水産部長	後 藤 仁 俊
県土整備部長	野 口 宏 一
会計管理者	甲 斐 景 早 文
企業局長	日 高 幸 平
病院局長	植 木 英 範
財政課長	和 田 雅 晴
教育委員長	江 藤 利 彦
教育委員長	高 山 耕 知
公安委員長	田 代 知 吉
警察本部長	相 浦 勇 二
人事委員長	黒 木 奉 武
代表監査委員	城 倉 恒 雄

事務局職員出席者

事務局 長	石 野 田 幸 藏
事務局 次 長	弓 削 孝 幸
総務課 長	馬 原 日 出 人
議事課 長	四 本 孝 章
政策調査課 長	富 永 博 章
議事課 長 補 佐	孫 田 英 美
議事担当主 幹	亀 澤 保 彦
議事課 主 査	山 中 康 二
議事課 主 査	隈 元 淳 二

◎ 常任委員長及び普通会計決算特別委員長  
審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第16号まで、第21号の各号議案及び継続審査中の9月定例会提案の議案第14号並びに請願第4号から第5号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、19番中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願1件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

このうち議案第1号に係る補正は、公共事業費の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、11億5,700万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源につきましては、国庫支出金の5億8,100万円余、県債の3億6,000万円余などとなっております。

このうち、総務部所管の予算につきまして

は、6,100万円余の増額補正であり、これは県債管理基金等の利子の増額による財産運用収入で、補正後の予算額は903億2,800万円余となります。

次に、議案第16号に係る補正は、東九州自動車道の用地対策に要する経費について措置するものであり、1,000万円の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源につきましては、財政調整積立金からの繰入金62万円余、諸収入が937万円余となっております。これらの結果、補正後の一般会計の予算の規模は、5,682億3,600万円余となります。

このうち、東九州自動車道の用地対策で、移転義務者より徴収する行政代執行の費用について、当局より、「移転義務者に請求し、仮に年度内に支払われなければ収入未済額となるが、その後も引き続き、ありとあらゆる手段をとって可能な限り徴収したいと考えている」との説明があり、委員より、「徴収に際しては困難な場面も想定されるが、県内の他の補償金目的の植栽行為事例への影響も考慮して、断固たる姿勢で臨んでほしい」との要望がありました。

次に、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を、取り扱いを希望する市町村へ移譲するため、所要の改正を行うものであります。このうち、総務部の所管につきましては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」と、「火薬類取締法」のそれぞれに基づく事務の一部が対象となっております。

このことに関連して当局より、「今回の条例改正に伴い、県全体で32法令、381事務が取り扱いを希望する28市町村へ移譲される予定であ

る。これにより、県から移譲される事務の総数については、平成20年4月時点で876事務となり、「権限移譲推進方針」を策定する前の平成17年4月と比べ、480事務の増加となっている」との報告がありました。

次に、議案第12号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、平成19年の人事委員会勧告等に基づき、職員の給与について改定するため、職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号「職員の自己啓発等休業に関する条例」であります。

これは、地方公務員法の一部改正により、職員が大学等課程の履修または国際貢献活動のために休業することが可能となったことから、当該休業制度の導入を図るため、必要事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第15号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児を行う職員について短時間勤務が可能となったことから、当該制度の導入を図るため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、総合政策本部の役割についてであります。

当局より、「総合政策本部は、平成16年度の組織改正において設置され、今年度で4年目を迎えているが、各部局にまたがる新たな政策や行政課題について、どう連携・調整を図っていくか、また、限られた財源の中で、総合計画やそれに基づく各種施策をどう展開していくかなど、さまざまな課題にも直面している」との説明がありました。

このことについて、複数の委員より、「発足当初は、総合政策本部のリーダーシップのもと、県政運営が行われるものと期待していたが、財政的な裏づけがない現状では、「政策調整機能」「政策立案機能の強化」等、本来の役割を十分果たしていないのではないかと」との質疑があり、当局より、「予算編成とのかかわりについては、施策との連動を図るべく、平成16年から予算編成方針に合わせて「重点施策の推進方針」を策定し、さらに今年度からは重点施策について1.5倍の予算要求枠が認められるなど、精いっぱい取り組みを行ってきた。また今後、地方分権が進展する中で、市町村との連携を強化する必要があることから、地域が抱える横断的な課題等に対処するための組織・機能のあり方についても、現在、関係部局と議論を行っているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、総合政策本部が県政の総合的な推進役としての機能を発揮することを期待するものでありますので、今後の部の再編等に際しても、このことに十分配慮していただくよう要望いたします。

次に、宮崎県事業仕分け委員会についてであります。

当局より、「事業仕分け委員会は、学識経験者や県民公募等の外部委員24名で構成され、県の裁量の余地が大きい県単事業など、198事業について、「本来どうあるべきか」という視点と、現実的な問題点等も考慮した「現実的な対応」という2つの視点から議論していただいた。事業仕分け委員会の提言内容や検討の過程でいただいたさまざまな意見や評価等は、今後の予算編成や県政運営の参考とする」との説明がありました。

このことについて委員より、「1事業に係る審査時間が絶対的に不足しており、各事業の背景にある制度及び法改正の概要、社会事情等に至るまで、徹底した議論が行われたかどうかは疑問である」との意見がありました。

さらに、関連して別の委員より、「県議会においても、事業仕分け委員会と同様の議論を行うなどして、行財政改革に向けて徹底的に取り組んでいく必要がある」との意見がありました。

次に、知事イラストの使用・管理についてであります。

このことについて、委員より、現時点での当局の対応方針等について質疑があり、当局より、「イラストは、知事自身の一身専属の肖像権に関連するものであり、知事や県が推奨しているものではないが、現在、イラストの使用について、知事において検討されている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、この問題が県や県産品のイメージにかかわる非常に重要な問題であると認識しております。知事におかれては、イラストの適正な使用・管理のあり方について、県の関与の適否も含めた検討を進め、早期に結論を出していただくよう要望いたします。

次に、請願第4号「高鍋土木事務所存続に関する請願」の審査経過についてであります。

この請願については、他の地域の土木事務所にも影響を与える非常に微妙な案件であるため、当委員会においては、引き続き慎重に審査を行う必要があるとの意見が大勢を占め、継続審査とすることに決定したものであります。

このことに関連して委員より、「土木事務所の再編については、地域住民等から何度も同様

の陳情・要望活動が行われていることにかんがみ、委員会に対して、より詳細な説明を行ってほしい」との要望がありました。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、生活福祉常任委員会、21番十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願1件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の議案1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第5号「宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」についてあります。

「心身障害者扶養共済制度」は、障がいのある方を扶養している保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、将来、保護者の死亡など万一の場合に、障がいのある方に終身一定の年金を支給する制度であります。現在、この共済制度は、運用利回りの低下や障がい者の受給期間の長期化等により、深刻な財源不足に陥っていることから、国が掛金月額等の引き上げを決定したため、所要の改定を行うものであ

ります。

当委員会といたしましては、掛金引き上げにより加入者が減少することが懸念されることから、加入者等に対し、今回の改定の背景や共済制度の必要性について十分な周知をしていただくよう要望いたします。

次に、集落の現状に関する調査結果についてであります。

このことについて、当局より、「この調査結果をもとに、高齢化率が高いなど特徴的な集落を抽出し、区長への聞き取りや当該集落の住民へのアンケートを実施する予定である。これにより課題を明らかにし、今後の集落整備のあり方について対処していきたい」との説明があり、委員より、「山間部の一部には、活気があり、高齢化が余り進んでいない集落も存在する。今後の対策を考える上で、そのような地域についても十分調査をお願いしたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、中山間地域の振興対策については、さまざまな分野の対策を必要とするものであるため、今回の調査結果を踏まえ、各部が横断的に連携しながら、組織的にかつ一体的に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、「障がい者雇用促進のための取組指針」についてであります。

これは、昨年4月に障害者自立支援法が施行されたことを機に、障がい者の地域における自立した生活を確保するため、障がい者の就労支援強化について、関係機関が取り組む内容や連携方法について共通の指針を定めたものであります。

当委員会といたしましては、平成19年6月1日現在の障がい者雇用率が、県2.11%、県教育

委員会1.37%、市町村2.28%という状況であることから、民間企業に対する模範となるよう、行政機関として率先して障がい者の雇用促進に取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

次に、さきの9月定例会において付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました議案第14号「平成18年度公営企業会計決算の認定について」報告をいたします。

本決算につきましては、各病院ごとに現地の調査を行うなど、慎重に審査を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

県立病院事業は、昨年4月に地方公営企業法の規定の全部を適用し、病院事業管理者の設置を初めとした新しい経営体制を導入し、同年8月には、平成22年度までの5年間で全病院の黒字化を目指す中期経営計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところであります。

その計画の初年度となる平成18年度の収支状況は、総収益が256億500万円余、総費用が273億1,700万円余で、差し引き17億1,100万円余の純損失となり、前年度に比べ損失が13億8,700万円余減少しております。これは、現業業務の委託化や医薬品等の共同購入、さらには日南病院及び富養園での病棟削減などの経営の効率化により、費用の削減が図られたことによるものであります。一方、収益については、医師不足や地域連携を進めたことにより、入院収益、外来収益ともに減少しており、厳しい状況であります。

当委員会といたしましては、平成18年度の県立病院事業については、中期経営計画を上回る収支改善がなされており、評価するところでありますが、今後、さらに費用の大幅な削減を行

うには限界があることから、診療報酬上の各種加算の積極的な取得など収益の確保に努めるとともに、中期経営計画が着実に実行されるよう引き続き努力していただくよう、要望いたします。

なお、県立病院においても、一連の不適正な事務処理に関する不適正な現金が保管されている状況がありました。これは、平成17年度までの間、臨床検査科において、派遣元からの謝金を直接、科の通帳で管理し使用していたものであり、平成18年度においては、その残金1,241円が保管されていたものであります。平成18年度中の新たな現金の入金や使用はありませんが、残金が残っていたという事実は、公金意識の欠如という面からは看過できるものではないことから、議案第14号につきましても、経営改善への努力は是としながらも、認定しないものとしたところであります。

当委員会といたしましては、今後このようなことがないように、職員のコンプライアンス意識の徹底など、信頼回復に全力で取り組むことを強く要望いたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、20番横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

議案第1号外5件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第16号宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正のうち、議案第1号については、県土整備部所管の予算について6億7,000万円余の増額補正であり、これは国庫補助決定に伴うもの、災害関連事業に要する経費の増加に伴うもの等であります。

また、議案第16号については、同じく県土整備部所管の予算について1,000万円の増額補正であり、これは東九州自動車道高鍋一西都間の補償金目的植栽行為箇所に対する行政代執行の実施に伴うものであります。

これらの補正により、県土整備部の補正後の予算は915億800万円余となります。

この補正予算に関連して委員より、「建設業を初め、県民生活はいまだ厳しい状況にある。新年度の予算については、県民の活力につながるものとなるよう努めてほしい」との要望がありました。

また、公共工事の請負企業倒産に伴う契約解除の影響について、委員より質疑があり、当局より、「工事のおくれ等で県民への不利益が生じないように、早急な対応を心がけていきたい」との答弁がありました。

公共工事は、県民の安全・安心な生活を確保する上で欠くことのできない要素であります。しかし、建設業を取り巻く環境が厳しさを増す現在、倒産を理由とする契約解除件数は急増し

ており、今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、当委員会といたしましては、公共工事の請負企業倒産により県民生活に不利益の生じることがないように、工事の円滑な実施を要望するものであります。また、あわせて、予定価格の事後公表の早期導入等を含む入札制度の見直し、建設産業の育成など、総合的な検討・対策を要望するものであります。

次に、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を、取り扱いを希望する市町村へ移譲するため、所要の改正を行うものであります。このうち、商工観光労働部所管については、「採石法」「砂利採取法」「国際観光ホテル整備法」及び「工場立地法」等に係る事務が、県土整備部所管については、「土地区画整理法」「バリアフリー新法」に係る事務が対象となっております。

このことについて委員より、「移譲先の市町村職員に過度の事務負担を強いることで、県民への行政サービスに影響が出ることはないよう、権限移譲に当たっては、この点についても対象市町村と十分に協議してほしい」との要望がありました。

当委員会といたしましても、県民への行政サービスの質と利便性の向上のため、関係市町村と十分に協議を行い、円滑な権限移譲が図られるよう、連携した取り組みを要望するものであります。

次に、議案第11号「県道の路線認定について」であります。

これは、現在整備中の東九州自動車道北浦一北川間に設置される須美江インターチェンジと国道388号を結ぶ路線について、県道として路線

認定をするため、議会の議決を求めるものであります。

次に、知事の似顔絵イラストの使用についてであります。

今定例会の一般質問において、知事より、「似顔絵使用の問題は、複雑な問題を含んでおり、年内の対応は困難」との答弁があったところであります。しかし、この問題は、「宮崎県産」というブランドにとって、大きな不安要素の一つであると考えます。当委員会といたしましては、この問題に対し、早急な対策の検討を改めて強く要望いたします。

次に、「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書」についてであります。これは、当委員会に付託を受けた請願第2号に基づくものであります。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病と言われ、特にトンネル建設工事業においては、いまだに社会問題になっている状況にあります。ことし7月に、全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団と国とは、すべての係争中であった訴訟において和解したところでありますが、トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であること等から、早急に解決を図るべき重要な問題であります。そのため、国に対し、和解内容の誠実な履行と、公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者を救済するための制度充実を要望するものであります。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。



す。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、22番押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号、第4号及び第21号の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で、一般会計が3億6,866万円余の増額補正であり、その主な内容は、台風災害等により発生した私有林内の山地災害のうち、緊急性の高い治山事業における増額補正に伴うもので、補正後の一般会計予算額は243億327万円余となっております。

また、農政水産部所管では5,677万円余の増額補正であり、その主な内容は、早期水稲被害緊急対策事業の実施に伴うもので、補正後の一般会計予算額は468億6,291万円余となっております。

この中でまず、平成19年産早期水稲被害対策についてであります。

このことについて、委員より、「来年以降の早期水稲について、総合的に見直すべき時期に来ているのではないかと」の意見があり、当局より、「地域で定着している作業体系、作付体系への影響を見ながら、早期水稲のあり方について来年度中には検討したい」との答弁がありました。

次に、セーフティネット技術実証事業につい

て、当局より、「施肥や深耕等について、地域ごとに普及センター、JAなどとも協議をしながら対策を講じていきたい」との説明があり、委員より、「地域任せではなく、合理的な理由や目標を設定した上で実証圃を設置したほうが、成果が期待できるのではないかと」の意見がありました。

次に、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

このうち、環境森林部所管では「騒音規制法」に係る事務など8件、農政水産部所管では「土地改良法」に係る事務など2件について、知事の権限に属する事務の一部を移譲するため、所要の改正を行うものであります。

このことについて、委員より、「身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村でスピーディーに行うことが望ましい。権限移譲は市町村の希望ではあるが、隣接市町村との横並びから、移譲が進んでいない市町村も見受けられることから、県から指導、推進してほしい」、また、ほかの委員より、「各部、さらには県全体として、権限移譲の進捗状況を把握し、より効果を発揮できるよう検証を進めながら行うべきである」との要望がありました。

次に、議案第21号宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で7億5,900万円の増額補正であり、その主な内容は、低利資金への借りかえに伴う元金利子の繰り上げ償還に係る経費で、補正後の特別会計予算額は14億945万円となります。

次に、平成19年台風第4号、第5号による山地災害の調査結果についてであります。

このことについて、委員より、「数字で見る

限りは、広葉樹林の被害面積は針葉樹林の10分の1以下であり、災害防止や県の造林計画策定の観点からも大変貴重な調査であるので、現場においてさらに踏み込んだ調査・分析を行ってほしい」との要望があり、当局より、「今回の調査は、被害地の樹種や樹齢を調査したものであり、災害原因等の判断は困難なことから、最終的には専門家を交えた分析が必要である。今後、引き続き検討していきたい」との答弁がありました。

次に、一ツ瀬川土地改良区における帳簿外現金の存在及び目的外水利用についてであります。

このことについて、当局から、「農地かんがという事業目的はあるが、畜産等への水利用については、さまざまな利用形態があるので、農政局を中心に慎重に利用実態を調査している」との説明がありました。

これについて、複数の委員より、「利用目的を狭く解釈するのではなく、厳しい経営状況に置かれている畜産農家の意見も取り入れながら、状況が改善されるよう実情をしっかりと国にも訴えてほしい」との要望があり、当局より、「本県の実情を踏まえながら、国とも慎重に協議をして対応を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、農水産業における燃油高騰対策についてであります。

このことについて、委員より、「施設園芸については、品種改良など、従来の発想にとらわれない取り組みも検討すべきではないか」との意見があり、当局より、「昨今の課題を踏まえ、必要な対策には積極的に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「旅館業に対するほう素及びふっ素に

係る水質汚濁防止法に基づく排水基準の適用に関する意見書」についてであります。

平成13年に、硼素、弗素等に係る排水基準が水質汚濁防止法に基づき設定され、旅館業も排水に対する基準の適用を受けることになりました。温泉水を含む排出水から硼素、弗素を取り除く技術については、現在も、処理過程で大量に発生する廃棄物の削減、省スペース化、低コスト化といった課題があり、その解決に向けた技術開発を行わなければならない状況にあります。硼素、弗素等に係る排水基準は、こうした技術的課題があるため、平成13年以降、暫定基準が設けられ、平成19年に再度延長されたところでもあります。

温泉はもともと自然由来のものであり、旅館業が手を加えて利用するものではありません。製造業であれば、その製造過程を見直すことにより、排水基準を達成することはできますが、旅館業にとっては、今後、処理技術の開発が進み、中小零細の旅館業にとって無理なく処理設備を導入できる状況にならない限り、一律に排水基準を適用することは困難であります。このようなことから、国に対して、簡易かつ安価な排水処理技術が開発・実用化されるまで、暫定的な排水基準を継続し、基準の強化等を行わないこと等について、特段の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよ

ろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、15番太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第2号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、継続審査中の議案1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、このうち議案第3号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第3号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、学校教育法の改正に伴い、県内の特別支援学校の名称変更等を行うものでありますが、このことについて、委員より、「学校の新たな名称について、一部の保護者等が署名活動などにより反対している状況にあると聞いているが、十分に協議をされた上での決定なのか」との質疑があり、当局より、「平成18年度は、校長会を初め、学校全体に校名変更の趣旨を周知徹底した。また、今年度に入り、8月末から9月初めに、県庁のホームページや新聞、テレビ、ラジオを通じて、学校名の一般公募を行うとともに、9月中旬には、保護者や各学校の希望等について調査を実施しており、必要と思われる段階を踏んで慎重に校名変更を進めてきたところである。なお、校名変更反対する一部

の保護者等に対しては、直接その趣旨を説明し、大部分の方々に理解していただいたと考えている」との答弁がありました。

これに対して、委員より、「反対されている保護者等の心情に配慮し、性急に校名変更を行わず、協議を継続してはどうか」との質疑があり、当局より、「変更する校名については、数多くの手続を踏んだ上で、保護者や各学校の集約された意見を尊重して決定したものである。また、変更時期については、盲・聾・養護学校を特別支援学校に名称変更した学校教育法の趣旨を十分に踏まえ、この機会に校名変更するのが一番よいと判断したところである」との答弁がありました。

次に、猟銃等の所持許可及びその保管管理についてであります。

長崎県佐世保市のスポーツクラブで発生した散弾銃乱射事件は、すべての国民を震撼させる事件であり、改めて銃に対する恐怖を認識させられたところでもあります。

この事件に関連して、委員より、猟銃等の所持許可の状況や使用されていない猟銃等の把握等について質疑があり、当局より、「本県の平成18年度末現在の許可状況は、ライフル、散弾銃等の合計で7,386丁、対象者が5,014人となっている。許可に当たっては、申請時に欠格条件の調査や面接等を行って、猟銃等を所持する資格があるか厳しく審査している。また、自宅での銃砲及び弾の保管管理は、別々にして厳重に行うこととされており、その使用実績についても提出することとなっている。なお、年1回、県下一斉に、各警察署において銃砲検査や立入検査を実施し、銃砲及び弾の保管管理・使用状況を確認しているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、この事件を受け、多くの県民が少なからず不安を覚え、また、政府が銃規制強化の必要性について検討を行うとの動きもあることから、当局におかれましても、猟銃等の所持許可に当たっては、これまで以上に慎重に審査を行うとともに、銃砲及び弾の保管管理については、厳しく指導を行うことを要望いたします。

次に、さきの9月定例会において付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました議案第14号「平成18年度公営企業会計決算の認定について」、御報告をいたします。

本決算につきましては、現地調査を行うなど慎重に審査を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、電気事業についてであります。平成18年度の事業収益は51億1,100万円余、事業費用は42億5,400万円余で、当年度純利益は8億5,600万円余であります。供給電力量の目標達成率は、年間の降雨量が平年に比べ少なかったことから、96.8%でありましたが、電力料金収入は、平成18年3月に改定した九州電力との料金契約が見込み額を上回ったこと等から、100.9%の目標達成率となっております。

次に、工業用水道事業についてであります。平成18年度の事業収益は4億円余、事業費用は2億7,000万円余で、当年度純利益は1億3,000万円余であります。なお、給水量の目標達成率は99.7%となっております。

次に、地域振興事業についてであります。平成18年度の事業収益は3,700万円余、事業費用は2,900万円余で、当年度純利益は700万円余であります。一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設については、平成18年度から指定管理者制度が導入されておりますが、第1・第3

土曜日に特別料金を設定しての誘客対策や、台風災害がなかったことなどから、年間利用者数が一昨年度と比べて2,500人ほど増加し、3万8,520人となっております。

審査の中で委員より、「民間企業であれば、手元流動性が豊富な場合、積極的に借入金の繰り上げ償還を行うが、企業局としてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「工業用水道事業については、繰り上げ償還により多少のメリットが生じるとの試算を行っているが、電気事業会計については、公営企業金融公庫等に対して繰り上げ償還を行う場合、そのことにより生じる損失額に相当する補償金を支払うこととなるため、現時点ではメリットが少ないと判断している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、電力の自由化等の影響により経営環境が一層厳しくなる中、企業局が中長期的視点に立って、効率的な設備投資や企業債残高の削減等による経営基盤の強化に全力で取り組まれるとともに、緑のダム造成事業に代表される公益的事業についても、引き続き積極的に推進されるよう、強く要望するものであります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第6項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、普通会計決算特別委員会、53番中村幸一委員長。

○中村幸一議員〔登壇〕(拍手) 当普通会計決算特別委員会に付託されました議案第7号

「平成18年度決算の認定について」、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

まず、平成18年度決算の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入6,004億1,527万6,000円、歳出5,944億7,208万3,000円となっており、その差額の形式収支59億4,319万3,000円から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支で19億2,560万9,000円となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で歳入が117億9,624万5,000円、歳出が80億5,920万7,000円で、差し引き残額は37億3,703万8,000円となっております。

次に、審査の経過についてであります。

今般、本県においては、不適正な事務処理が、長年にわたり組織的、慣行的に行われており、いわゆる裏金が存在していたことが県民の前に明らかになるという、極めて重大な問題が発生しました。この結果、知事はもとより、職員499名が処分を受けるとともに、県に与えた損害を関係者が連帯して返還するという事態に至ったことは、御案内のとおりであります。

県議会としては、これまでも、このような事態を招いた原因と責任を厳しく追及してきたところでありますが、18年度決算に不適正な事務処理による歳出が含まれておりますことから、このたびの決算特別委員会におきましては、日程を延長して審査を行ったところであります。

各分科会では、これまでに執行部から示された各種資料や報告に加えて、関与した事業者名の開示や職員の処分状況を把握するため、秘密

会を開催して、詳細に執行部からの説明を受けました。さらに、異例の現地調査を実施して、現場における不適正な事務処理の実態の聴取や備品等の現物確認を行い、全容の解明に努めたところですが、しかしながら、強制的な捜査権を持たない議会にとって、これ以上の調査には限界があるのも事実であり、私的流用があったのではないかと県民の疑問を完全に払拭するに至らなかったことは、大変残念であります。

なお、審査の過程では、残された県民の疑問にこたえる真摯な努力を執行部に強く求める声や、執行部の行った調査について「外部調査委員の果たした役割が不十分ではないか」という疑問の声があったことを申し添えるものであります。

各分科会において、以上のように厳正かつ慎重に審査を進めた結果、不適正な事務処理及び官製談合事件の結果が含まれる18年度決算は、公明性、的確性に欠けたものであり、到底認定できるものではないとの結論に、すべての分科会で達したところであります。このため、決算特別委員会として、平成18年度決算は認定しないことに決定いたしました。

続いて、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項のうち、不適正な事務処理に関連するものについてであります。

不適正な事務処理については、原因の分析や財務会計システムの見直し、必要な物品等について予算が確保される予算要求システムの構築などを行うとともに、監査のあり方についての検討やコンプライアンス意識の徹底を初め、再発防止策を確実に実施し、県民の県政への信頼を一日も早く回復すべく、全力を挙げて取り組むことを要望いたします。

また、今回の調査で明らかになった物品購入  
手続の不備について、今後、取扱品目や納入基  
準の遵守を徹底するとともに、不適正な事務処  
理に係る消耗品や備品等の発注が特定の業者へ  
集中しているという状況に至った経緯や対象業  
者数等について明らかにし、確認が困難であっ  
た消耗品の適正額の検証や、部局を超えた肩が  
わりなどにおける不明額の縮小に向けて、監査  
委員や専門調査機関等による徹底した調査を行  
い、報告することを求めます。

さらに、すべての県職員が、この問題をみず  
からのこととして重くとらえ、県民の信頼回  
復、県議会との新たな信頼構築のため、県民本  
意、法令遵守という公務員の原点に立ち返り、  
誠心誠意、職務に専念することを強く要望する  
ものであります。

次に、不適正な事務処理以外の総括的要望事  
項であります。

まず、県財政は厳しい状況にあるものの、県  
民に対する行政サービスの確保に留意しながら、  
景気回復の実感に乏しい地域の現状にも十分  
配慮することを求めます。

また、各種委託契約で一般競争入札を実施す  
る場合には、品質の確保が十分担保できるよ  
う、最低制限価格の設定を検討することを求め  
ます。

さらに、出先機関においては、国の事業に伴  
う事務費と県の事務費が明確に区分されずに管  
理されており、今後、事務費の管理のあり方を  
十分に検討し、報告することを求めます。

なお、決算審査をより効果的に実施するため  
にも、継続・休止等、各事業の今年度の状況を  
資料に明記するなどして、よりわかりやすい報  
告にするとともに、すべての課の事業の決算審  
査が行えるよう資料の充実を努めることを要望

いたします。

次に、個別的事項として、以下の諸点につい  
て、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善  
を求めるものであります。

1つ、県税の収入未済額の縮減及び効果的な  
滞納整理について、他県の先進事例も参考にし  
ながら、なお一層努力すること。

1つ、元気みやざき県民運動で集めたサポー  
ターの方々については、行政の継続性という観  
点からも、今後有効に、一過性のものとならな  
いように活用すること。

1つ、中山間地域等における情報通信格差の  
是正について、国へ強く要望するとともに、県  
としてもさらに主体的に取り組むこと。

1つ、県立看護大学学部卒業生の県内就職率  
の向上に努めること。

1つ、県民に対する医療費増大についての理  
解や医療費抑制につながる予防医療についての  
県民意識の啓発に努めること。

1つ、郵便切手等についても公金と同様の適  
正管理意識を持つとともに、適正管理が確保し  
やすい後納郵便の活用等を積極的に導入してい  
くこと。

1つ、県職員の人事交流に伴う市町村学校へ  
の預けの配分が発生した事案について、管理職  
である学校長等の所属する市町村教育委員会に  
対して、再発防止の徹底を図るための申し入れ  
を行うこと。

1つ、森林計画の策定については、木材需要  
等を勘案し、長期的な視点から取り組むこと。

1つ、学校給食への地元水産物の提供につい  
て、学校給食関係者等からニーズを把握する取  
り組みを行うこと。

1つ、高齢者、歩行者等の交通安全教育につ  
いて、今後とも、免許を保有していない高齢者

等に対する交通安全教育に力を入れること。

1つ、サイバー犯罪対策の推進について、県下の担当警察官に対して有効な研修を継続的に行うとともに、専門捜査官の増員について検討を行うこと。

1つ、学社連携の推進について、学校、地域社会、家庭が連携したさまざまなモデル事業に取り組んでいるが、特定の市町村に限定した事業としてだけでなく、県下全域に広がるよう普及に努めること。以上であります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長によりしくお願いいたします。

平成18年度決算が、官製談合事件に伴って不認定となった平成17年度決算に引き続き不認定となったことは、県政史上に残る重大な汚点であり、まことに遺憾であります。

県当局におかれては、不認定に伴う道義的・政治的責任を深く受けとめて、二度とこのようなことが起こることのないよう全力で取り組まれることを強く要望いたしまして、決算特別委員長報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、各常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今定例議会に提案されました議案についての討論を行います。

まず、議案第5号、第10号について、反対の立場から討論いたします。

議案第5号「宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例」についてです。

同制度は、障がいのある方を扶養する保護者が生存中に毎月掛金を納めることにより、保護者が亡くなられるなど万一のことがあったときに、障がいのある方に月2万円の年金を支給するという制度です。今回の条例改正は、この共済制度加入者の掛金の引き上げを行うというものです。

財源不足を理由に、国が引き上げを決めたことによるものですが、その引き上げ幅が非常に高いことが問題です。例えば、加入時の年齢が35歳未満の方で、月掛金が現行の1.6倍、新規加入者は2.65倍にも引き上げられます。現在の厳しい社会経済状況のもとで、必要な制度であるものの、継続できなかつたり加入できなかつたりすることなどが懸念され、制度そのものの目的を逸脱することにもなりかねません。国が応分の負担をするなどして制度を支えることが必要であり、掛金の引き上げは認められません。

次に、議案第10号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」です。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村の財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと考えます。

次に、継続審査となりました請願第5号「後期高齢者医療制度充実を求める請願」についてです。

同請願は新規請願ではありませんけれども、こ

の後期高齢者医療制度が75歳以上を対象とした新たな医療制度として、すべての高齢者に保険料支払いが義務づけられ、高齢化とともに医療、介護を合わせた高齢者の負担がますます高くなることが予想されることから、国に、保険料が過度な負担とならず、高齢者のだれもが安心して医療が受けられるようにすることなどの措置を図ることを求めているものです。同制度は、来年4月から実施が図られようとしているだけに、速やかな対応が必要であると思いません。医療制度の充実を求める請願者の意思を十分受けとめ、採択を求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第14号（9月定例会上程）採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、9月定例会提案の議案第14号「平成18年度公営企業会計決算の認定について」、お諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は、生活福祉常任委員会是不認定、文教警察企業常任委員会は認定でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案どおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立少数。よって、本案は不認定とされました。

---

◎ 議案第3号採決

○坂口博美議長 次に、議案第3号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第5号及び第10号採決

○坂口博美議長 次に、議案第5号及び第10号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第1号、第2号、第4号、第6号、第8号、第9号、第11号から第16号まで及び第21号採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号、第2号、第4号、第6号、第8号、第9号、第11号から第16号まで及び第21号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第7号採決

○坂口博美議長 次に、議案第7号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は不認定であります。委員長の報告のとおり決すること



に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり不認定とされました。

---

◎ 請願 1 件採決

○坂口博美議長 次に、請願第 2 号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第 5 号についてお諮りいたします。

本請願については、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除き、閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

---

平成19年12月21日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 濱砂 守

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第 2 項の規定により提出します。

記

議員発議案第 2 号

宮崎県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第 3 号

地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を求める意見書

議員発議案第 4 号

都道府県議会制度の充実強化を求める意見書

議員発議案第 5 号

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

議員発議案第 6 号

米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議

議員発議案第 7 号

第 4 回九州各県議会議員研究交流大会への議員の派遣

---

平成19年12月21日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 商工建設常任委員長 横田 照夫  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める  
意見書

---

平成19年12月21日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者

環境農林水産常任委員長 押川 修一郎  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

旅館業に対するほう素及びふっ素に係る水  
質汚濁防止法に基づく排水基準の適用に関  
する意見書

---

### ◎ 議員発議案第2号から第9号まで

#### 追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第9号までを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員

会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

### ◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、13番前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案に対する討論を行います。

まず、議員発議案第3号「地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を求める意見書(案)」についてです。

本意見書案については賛成の立場であります。ただ、地方税源の充実強化を図るという点で、地方消費税の充実をうたっておりますが、このことが単に税源配分問題にとどまらず、消費税増税論議につながることを配慮されることを求めるものです。

次に、議員発議案第6号「米国の「北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除」の動きに反対する決議(案)」について、反対の立場から討論いたします。

米国による北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除の問題は、6カ国協議の合意に基づいて、北朝鮮が進める非核化のための一連の措置への対応措置として検討されているものであって、それに日本政府がブレーキをかけることは適切ではありません。核問題が道理ある形で解決が図られれば、拉致問題の解決に向けた進展の道が開かれてくると思います。拉致問題の解決のためにも、核問題の解決のためにも、他国が行っている交渉の手足を縛ることをすべきでは

ありません。

今必要なことは、日朝平壤宣言や6カ国協議に基づいて、核問題、拉致問題、過去の清算の問題などを包括的に解決するために、日本政府としての主体的な外交戦略を持つことが重要であり、この方向が強く求められているのではないのでしょうか。拉致問題の解決も、何より拉致被害者や御家族の方々の立場に立った真の問題解決を図るために、他国任せではなく、解決のための主体的な戦略を持って当たる必要があることを強調したいと思います。

以上申し述べ、本決議案に反対であることを表明して討論いたします。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、34番丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 議員発議案第6号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

北朝鮮による拉致は、幸せに暮らしていた被害者はもとより、家族、関係者を一瞬にして悲劇に陥れる残酷かつ卑劣きわまりない国家的犯罪であるのは周知の事実であります。

平成14年9月、北朝鮮が初めて日本人拉致の事実を認め、被害者5名の帰国が実現して以降、6カ国協議を含め、「拉致問題は解決済み」と主張し、いまだこの問題に対して誠実な対応を見せておらず、一方で核問題を交渉材料として、我が国を欺く態度に終始していると言わざるを得ないところであります。

本県においても、過去に日向灘沖で工作船と思われる不審船事件が発生し、現に拉致被害者1名が青島海岸から拉致され、また、拉致被害の疑われる特定失踪者が3名存在するなど、まさに他人事では済まされないものであります。

このようなことから、我々県議会議員も何らかの行動を起こさなければならないとの思いか

ら、平成18年4月に、38名の県議会議員が参加して、「宮崎県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟」を結成いたしました。議員連盟では、北朝鮮による拉致問題の全容解明と一刻も早い拉致被害者の帰国実現など、早期全面解決を促進することを目的として活動しておりますが、昨年10月には、家族会の増元事務局長、救う会の西岡常任副会長を招いて「県民のつどい」を開催し、県民一人一人がこの問題の深刻さを理解し、その解決に向けて一丸となって取り組むことの大切さを訴えました。

平成19年4月の改選後、先般再び、自由民主党を初めとする社会民主党、愛みやざき、公明党、民主党、共産党、無所属の会の県議会議員34名の賛同をいただき、「宮崎県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟」を設立し、先日も「めぐみちゃんと家族のメッセージ 横田滋写真展」へ協力するなど、県民への啓発活動に積極的に取り組むこととしております。

このような経緯を踏まえながら、本県議会においては、米国が北朝鮮に対するテロ支援国家の指定解除を行わない方針を堅持することを強く求めるとともに、日本政府がすべての拉致被害者の一刻も早い救出を実現するため、この問題に対するかなめであるアメリカに対して、最大限の外交努力を尽くすことを求めるものであります。

議員各位におかれましては、以上の趣旨を十分理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議員発議案第6号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案は原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第2号、第3号、第5号  
及び第7号から第9号まで採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第2号、第3号、第5号及び第7号から第9号までについて、一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第4号採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第4号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 知事発言

○坂口博美議長 ここで、知事より発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 貴重な時間をいただきまして、県議会を初め県民の皆様におわびを申し上げたいと存じます。

先ほどの採決におきまして、平成18年度一般

会計及び公営企業会計の決算について、公明性、的確性を欠くとのことから不認定となりました。このことに関しましては、県政をあずかる者として責任を痛感しており、まことに申しわけなく、心から深くおわびを申し上げたいと思います。

今後は、預け等の不適正な事務処理が二度と起こることのないように、コンプライアンス意識の徹底を初め再発防止策を確実に実施し、一日も早く県民の皆様のご信頼を得られるよう、私を先頭に職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、県議会を初め県民の皆様のご御理解と御協力を、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。〔降壇〕

---

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、一言申し上げます。

本年5月に明らかになりました不適正な事務処理問題は、県政に対する県民のご信頼を著しく失墜させる極めて憂慮すべき事態でありました。そこで、今定例会におきましては、委員の皆様には、決算審査日程を例年より延長し、その全容解明と万全なる再発防止策の構築を期すべく、徹底審査を行っていただきました。

これに関し、ただいま知事より発言がなされたところではありますが、あえて議会からも申し上げておきます。当局におかれては、かかる事態を真摯に受けとめるとともに、2年連続して普通会計決算が不認定となったことの重みを十分に認識され、公僕としての自覚を今後は一層新たにされ行政の推進に当たるなど、失われた信頼の回復に全力を尽くされることの肝要さを申し上げておきます。議会といたしましては、

平成19年12月21日(金)

再びこのような不祥事が起こることのないように、県行政の適正な執行のチェックと県政の信頼回復に引き続き全力で取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本年もあと10日を残すのみとなりました。当局並びに議員各位におかれては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から御祈念申し上げます。

以上をもちまして、平成19年11月定例県議会を閉会いたします。

午前11時21分閉会